

2026年5月29日

**「事業性融資の推進等に関する法律」の施行に伴う
企業価値担保権への対応について**

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、2026年5月25日に施行された「事業性融資の推進等に関する法律」に基づく企業価値担保権の取扱いを開始することといたしましたので、お知らせいたします。

本法律により創設された企業価値担保権は、従来の不動産担保や個人保証に依存せず、事業全体の価値に基づく、新たな事業性融資の選択肢を提供する制度です。

当行は、本制度の趣旨を踏まえ、今後も事業性評価に基づく融資の取組みを推進し、お客さまの事業の成長および地域経済の発展に貢献してまいります。

記



【企業価値担保権の概要】

項目	内容
制度概要	企業全体の価値を担保とする新たな制度
担保対象	有形資産・無形資産・将来の収益
特徴	個別資産ではなく事業全体を一体で評価
目的	事業の将来性に基づく融資の促進
効果	不動産担保・経営者保証への依存の見直し

※企業価値担保権は商業登記簿に登録されます。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》
審査管理部 担当：香月
TEL 0952(25)4568
<https://www.sagabank.co.jp>